鎌倉市放置自転車等の再利用売却に関する入札実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例(平成2年3月29日条例第12号。以下「条例」という。)第18条に規定する売却等の処理のうち再利用売却に関する入札について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 再利用対象自転車等とは、条例第12条第2項、第3項又は第13条第2項に基づき移動した放置自転車等のうち、条例第15条第2項に基づく3月間の保管期限、若しくは自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第4項に規定する期間を経過したものをいう。

(売却の公表)

第3条 市長は、再利用対象自転車等を入札により売却するときは、入札に必要な事項 を公表するものとする。

(売却への入札参加の申請)

第4条 再利用対象自転車等の売却に関する入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(第1号様式)により市長宛てに申請するものとする。

(入札参加資格)

- 第5条 再利用対象自転車等の売却に関する入札に参加できる者は、次に掲げる全ての項目に該当する者(以下、「全項目該当者」という。)又は全項目該当者が加盟する法人格を有する団体とする。
  - (1) 鎌倉市契約規則(昭和39年6月12日規則第20号)第24条の規定による審査の 結果、当該年度の一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者
  - (2) 神奈川県公安委員会により「古物商」の許可を受けた者
  - (3) 経済産業省が管轄する日本車両検査協会による「自転車技師」の認定を受けた者、若しくは警察庁が管轄する日本交通管理技術協会による「自転車安全整備士」の認定を受けた者又はこれらの者が在籍している事業者
- 2 再利用対象自転車等の買受人は、当該自転車等を販売する場合には、自らの責任に おいて点検及び整備を行い、安全性の確保に努めなければならない。また、整備した 自転車を販売する際、防犯登録及び自転車保険の加入を行うよう購入者にすすめるも のとする。

(入札参加資格審査及び登録)

- 第6条 市長は、第4条に規定する申請書を受理したときには、前条第1項に規定する 資格の審査を行い可否の決定をし、その結果を入札参加資格審査結果通知書(第2号 様式)により申請人に通知するとともに、有資格者については入札参加資格登録者名 簿(第3号様式)に登録するものとする。
- 2 入札参加資格登録者名簿の有効期限は、2年とする。
- 3 登録の継続又は変更に当たっては、第1項の規定を準用し、登録を更新する。

4 第1項の規定により入札参加資格登録者名簿に登録した後、虚偽の申請又は不正な 行為が判明したときは、入札参加資格登録者名簿から抹消し、入札に参加させない措 置をとることができる。

(入札の方法等)

- 第7条 入札に参加する者は、あらかじめ入札参加意向申出書(第4号様式)を提出しなければならない。
- 2 売却は、入札により執行し、最高価格を付した者を落札者に決定する。
- 3 入札は、あらかじめ指定する台数により行うものとし、入札書(第5号様式)の提出により実施される。
- 4 再利用対象自転車を落札した者は、再利用対象自転車買取受領書(第6号様式)を提出しなければならない。

(最低価格の設定)

第8条 市長は、鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例第17条に規定する費用を基準として、最低価格を設定する。

(売却代金の納入)

- 第9条 第7条の規定により再利用対象自転車等を落札した者は、自転車等の引き渡し後、 売却代金を市長が発行する納入通知書により期限までに納付しなければならない。
- 2 代理人をもって、入札及び自転車の引き渡しを受ける場合は、あらかじめ委任状(第7号様式)を提出しておかなければならない。

(売却代金の保管及び返還)

- 第10条 条例第15条第2項に基づく3月間の保管期限を経過し、前条の規定により納付された売却代金は、市長が歳計外収入として保管し、売却した再利用対象自転車等の所有者が引き取りに来た場合に返還するものとする。
- 2 前項の規定により、売却代金の返還を受けようとする者は、放置自転車等の売却代金返還申請書(第8号様式)により請求するとともに、条例第17条に規定する費用を納付しなければならない。

(売却代金の市への帰属)

第 11 条 前条第 1 項に規定する市長が保管する売却代金は、条例第 15 条第 1 項の告示の 日から起算して 6 月を経過しても、なお返還することができないときは、鎌倉市に帰属す る。

附則

(施行期日)

この要綱は、市長決裁日(平成30年8月21日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。